

京都市契約事務規則第28条の11の規定に基づき、特定調達契約の相手方等を次のとおり公告します。

平成30年5月18日

京都市長 門川 大作

[掲載順序]

- 1 業務の名称及び数量
 - 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 3 契約の相手方を決定した日
 - 4 契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）
 - 5 契約金額
 - 6 契約の相手方を決定した手続
 - 7 随意契約によることとした理由
-
- 1 電子計算機 NEC ACOSシステム賃借
 - 2 京都市総合企画局情報化推進室
京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2
 - 3 平成30年4月1日
 - 4 電子計算機 NEC ACOSシステム賃貸借業務コンソーシアム
代表 株式会社J ECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
 - 5 973,466,928円
 - 6 随意契約
 - 7 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第11条第1項第1号該当
-
- 1 電子計算機 NEC ACOSシステム機器賃借（サーバ等）
 - 2 京都市総合企画局情報化推進室
京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2
 - 3 平成30年4月1日

4 電子計算機NEC ACOSシステム機器賃借（サーバ等）に係る賃貸借業務コンソーシアム

代表 株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 30,811,528円

6 随意契約

7 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第11条第1項第1号該当

1 オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借

2 京都市総合企画局情報化推進室

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2

3 平成30年4月1日

4 オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借に係る賃貸借コンソーシアム

代表 株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 157,161,150円

6 随意契約

7 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第11条第1項第1号該当

(総合企画局情報化推進室)